

# 享保七年江戸四上水廃止の研究\*

A Study on the Abolishment of 4 Waterworks at Edo in 1722

神吉 和夫\*\*

Kazuo KANKI

Abstract: In this paper, the abolishment of 4 waterworks (Aoyama, Senkawa, Mita and Honjo) at Edo in 1722 is discussed by use of historical literatures on Kyoho Reformation, the disasters (fire, flood damage) occurred during 1590- 1722 at Edo and the old maps related to these water supply districts. The abolishment of 3 waterworks (Aoyama, Senkawa and Mita) was carried out for the agricultural development at Musasino hill and in these water supply districts people could get drinking water by the wells. The abolishment of waterworks (Honjo) was carried out for the reduction of the governmental expense.

## 1. はじめに

1722(享保7)年、江戸では本所上水と玉川上水の分水である千川上水・青山上水・三田上水が相次いで廃止された。『享保撰要類集』<sup>1)</sup>には、「千川上水之儀、中興より懸り候事二候故、自今相止候間、其段向々え可被申達候、来ル十月より上水取不申筈二候間、可被得其意候 享保七年寅八月」、「青山三田両所上水之儀、中興より懸り候事二候故、自今相止候間、其段向々え可被申達候、来ル十月より上水取り不申筈二候條、可被得其意候以上 享保七年寅九月」、「本所上水之儀、中興より懸り候儀二候、殊二水も不参候故、自今彌相止候間、可被得其意候以上 享保七年寅八月」と記されている。玉川上水系の千川・青山・三田三上水は「中興より懸り候事」のみ、本所上水はそれに加えて「水も不参候」が廃止理由である。

『東京市史稿 上水篇』第一<sup>2)</sup>ではこの事件を、千川・青山・三田・本所各上水廃止事跡として紹介し、①各上水の廃止史料(『享保撰要類集』ほか)、②室新助(鳩巢)建言「江戸火災之義に付、水道之義申上候処、追而所存可申上旨被仰出候二付、乍恐愚意之趣委細申上候」(『猷可録』)、③本所上水調査(『享保撰要類集』)、④元三田上水引用屋敷譲渡(『細川家記』)、⑤千川上水給水区域(『千川

文書』)、および⑥掘抜井戸関連史料(『享保撰要類集』ほか)を挙げている。

『東京市史稿 上水篇』第一では史料を列記するのみで、四上水廃止という表現もない。しかし『中島工学博士記念 日本水道史』<sup>3)</sup>では江戸に六派の水道がありその内の四上水が廃止されたと考えている。また廃止原因として將軍吉宗から江戸の火災に関して諮問を受けた儒者室鳩巢が水道火災原因説を唱え水道の廃止を建言したため起こったとの説をたて、以後の水道史誌類がこの説を踏襲、拡大解釈して通説となっている。

四上水の廃止はわが国の水道史上、最も有名なエピソードの一つと言っても過言でないが、本格的な研究は行われず、通説は室鳩巢の非科学性が恰好のテーマとして水道史誌類、江戸関係書にしばしば引用されている。

堀越正雄氏<sup>4)</sup>は、室鳩巢の建言を批判する史料を示し、当時行われた上水調査史料二点を追加するなどしながら、室鳩巢の建言を苦しい理由づけをしたのであったろうか、と述べている。伊藤好一氏<sup>5)</sup>は、享保から元文にかけての享保改革期が、江戸の水道制度に画期的な改正が行われたときであり、四上水の廃止をその一つとしているが、廃止しなければならない事情は全く見当たらない、と述べている。しかし、1722(享保7)年は幕府中興の祖といわれた八代將軍吉宗が行った幕府の行財政改革である享保の改革が本格化した年である。江戸では大岡越前守忠相を町奉行としての市制改革、いろは四十八

\* Keywords 享保7年、江戸四上水廃止、享保改革

\*\* 正会員 工修 神戸大学工学部建設学科

(〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1)

組の町火消に代表される消防体制整備、天領での農政改革および幕府財政建て直しのための新田開発等が享保改革で行われており、四上水廃止を享保改革のなかで起こった事件としてとらえ直す必要がある。

筆者<sup>6)</sup>は、江戸市中の玉川上水の構造と機能に関する一連の研究を踏まえ、四上水の廃止を武蔵野台地での新田開発、江戸での防火施策と関連づけて考える必要性を指摘した。

本稿では始めに室鳩巢の建言の内容を検討し、具体的な施策に触れた部分の重要性を指摘し、次いで四上水の実体を配管図、地形図、配水区域の廃止前後の絵図で考察し、最期に吉宗による享保改革の主要施策である江戸の火災・消防制度と新田開発との関係を踏まえて、四上水の廃止決定の中心人物と思われる大岡越前守忠相の足跡を追いながら、享保改革からみた四上水廃止の評価を試みる。なお、本稿で取り扱う享保改革、江戸の防火、武蔵野台地での新田開発および大岡越前守忠相などの個々については多くの先行研究があるため、原史料とともにそれらを参照しながら考察を進める。

## 2. 室鳩巢の建言

室鳩巢<sup>7)</sup>の建言<sup>8)</sup>は、その末尾に「三月 新助」とあり、1722(享保7)年3月と考えられる。その内容は、「一 云々」形式を採っているので、便宜上①から⑦の記号を付け、摘要すると、

- ① 防火の法令も出ているが、江戸は幾万の小家が建て込み、遊民も多いので火災が起きやすい。  
大風の時期に出火は人力では消火が困難
- ② 明暦前後を較べれば、以前は風が重く、明暦後は風が軽く浮つきゴミを吹き立てる
- ③ 水道が出来ると地脈を絶え、地気分裂云々により火災発生
- ④ 本所筋で水道破損後、火災がないと聞いて合点
- ⑤ 水道は残らず潰したいが、井戸で賄えないところは残す
- ⑥ 火付け盗賊が捕まらず、刑罰も緩い
- ⑦ 法は海のごとくすべし

となっている。①は火災原因と大火のときの消火が困難なことを的確に示している、②～④は通説を産むこととなった水道火災原因説、⑤は現実的対応、⑥は火災の原因が付け火であり、その処罰が軽いこ

と、および⑦は法の有り様を示していると解釈できる。

建言を素直に読み直せば、②～④が通説を産むことになるが、①、⑥は当時の火災を的確に把握しており、⑤は幕府が実行した施策を集約して示している。⑤の部分を下に示す<sup>9)</sup>。

「一 右の通に御座候得ば、水道は潰申たく者に御座候得ば、道奉行共より差上候書付の通に御座候へば、江戸中大方は水道にて御座候、只今不残潰申儀は難成事に奉存候、其上当地の地形東南ひきく湿地にて、数丈掘り候ても水甚鹹く候て給られ不申候、清水出申迄に掘ぬき申事は大分の造作にて、居人の力難及候、依之朝夕水に難儀仕候段、そのかみ上へ達し候て不被得已被仰付候事と承申候、然ば、下谷鉄砲洲邊は水道無之候ては、居人朝夕の難儀に御座候間、さやうの処にはそのまゝ差置候て、井水宜しき所ばかり水道を埋め井に仕たく物に奉存候、其共に大分の儀にも御座候得ば、急には難成儀に奉存候、勿論南風にては火災有之候得共、第一冬末より春二月時分まで北風烈しく候て、毎度火災に及申候間、御城より北の方小石川巢鴨邊の水道を先潰申度ものに御座候、其も東南の湿地へ通り候水道一筋をば残置候て、其外脇へとり申候水道を不残埋候様に仕可然奉存候、只今水懸り不申所も余程有之候、何とぞ江戸半分程も所々水道潰候はゞ、風の様子替り火災薄く可罷成候様奉存候」

「水道は潰申たく」は水道火災原因説を受けた表現である。「道奉行共より差上候書付」により「江戸中大方は水道にて御座候、只今不残潰申儀は難成事」との認識を示している。また、「当地の地形東南ひきく湿地」であるから、数丈掘っても水は汐気があり、掘り抜き井戸も「大分の造作にて、居人の力難及候」と断念せざるを得ないと判断している。このことから「井水宜しき所ばかり水道を埋め井に仕たく物に奉存候、其共に大分の儀にも御座候得ば、急には難成儀に奉存候」と、井戸水のよいところの水道を潰したいが、それも急には成りがたいといっている。

次いで火災に移り、南風の場合もあるが、「第一冬末より春二月時分まで北風烈しく候て、毎度火災に及申候間、御城より北の方小石川巢鴨邊の水道を先潰申度もの」と指摘している。ここには「小石川

巢鴨邊」の水道を「御城」の火災対策として、先ず潰したいとの意図が隠されているといえる。そう考えると、「南風にても火災有之候」も南風によって御城の火災が懸念される区域の水道を潰したいと解釈できる。「小石川巢鴨邊」の水道が千川上水であるのは明白である。また、南風云々の水道が三田・青山両上水に該当するといえよう。さらに、「只今水懸り不申所も余程有之候」としているのは本所上水が該当している。

以上みてきたように、室鳩巢の建言の⑤部分に四上水が明確に示されており、その廃止に至る論理として②～④を構成したといえよう。重要な点は、玉川上水系の千川・三田・青山の三上水配水区域は基本的に「井水宜しき所」、すなわち、掘り井戸により生活用水が確保できる地域であり、本所上水配水区域も「只今水懸り不申所」で、『享保撰要類集』に記す本所上水調査の結果では上水に依存しているのは南本所富川町辺のみで、他の大部分の地域は船水、堀井・池水に依存していることである。

### 3. 四上水の概要と火災・水害

#### (1) 四上水の概要

##### (a) 本所(亀有)上水

本所は隅田川下流左岸の沖積低地に位置し、1657(明暦3)年1月発生 of 明暦大火(振袖火事)以降に新市街地として開発し、武家屋敷や町屋を移転させたところである。本所上水は『上水記』<sup>10)</sup>によると「万治二亥年徳山又兵衛山崎四郎右衛門初而被仰付天和三亥年相止御代官大久保平兵衛懸り二相成元禄元辰年武家方拝領地追々相渡」云々とある。はじめは1659(万治2)年亀有上水として創設され、開設24年後の1683(天和3)年に廃止されるが、1688(元禄元)年に本所上水として再興されている。したがって本所上水の廃止は、再興の34年後のことになる。上水水源は埼玉県北埼玉郡蒲生村の瓦曾根溜井である。創設の23年後、1682(天和2)年に一旦廃止されているが、その原因は同年発生 of 大火の被害が大きかったため、翌年には本所が幕府の御用地として召し上げられている<sup>11)</sup>。

本所上水の配水域は、『上水記』によると「亀有より本所法恩寺前まで白堀同所橋より北本所南本所一円に懸かり南八高橋万年橋辺まで相懸り凡樋筋

二万間程御用にて懸渡有之といへり源川筋へも懸かりたるよし分明ならず」とある。また、本所上水廃止後古樋の売却が1734(享保19)年に行われているが、掘り出された古樋は武家地で6,200間程、町屋で5,400間程あった<sup>12)</sup>。20,000間とすると、本所地域の街路のほとんどに敷設されていたことになる。本所地域の1737(享保18)年の江戸図を図-1に示す。本所上水再興後の1695(元禄6)年の江戸図では東半にほとんど家屋がないが、1737(享保18)年の江戸図では上水廃止後にも関わらず、全域に家屋が密集している。

本所上水については、①上水自体に潮水がさしこむ、②取水源の瓦曾根溜井よりの流路勾配が小さい、③幕府はたびたび普請を試みたが成功せず、ついに宝永・正徳ごろには、事実上、これを上水として使用することを放棄していた<sup>13)</sup>。

1722(享保6)年7月の洪水においては、隅田川が増水し、本所・下谷・深川が浸水し死者が出るほどであった<sup>14)</sup>。詳細は不明であるが、浸水により上水井戸、水道管渠に塩水を含む濁水が大量に滲入する事態もあったと考えられる。1704-1716(宝永・正徳頃)には、事実上、これを上水として使用することを放棄していたとすれば、潮水が入るのは配水樋に破損力所が多数あったことも暗示しており、破損力所の修復も行われなかったかもしれない。

##### (b) 青山上水

青山上水は、玉川上水を四谷大木戸で分水して青山・赤坂・芝・麻布方面に給水したものである。

『上水記』によると、「青山上水新規渡し方万治三庚子年初て出来右の水口は四谷大木戸水門垣根外石樋より木樋にて」云々とあり、1660(万治3)年に創設されている。

1684-1688(貞享)年間頃の『玉川上水大絵図』(貞享上水圖)<sup>15)</sup>では、四谷大木戸の分水口からの配管と榊が細かく記されている。青山丹後守屋敷で二系統に分岐し、一つは赤坂御門方向へ井上半十郎屋敷まで延び、他の一つは増上寺の脇を金地院方向へ延びている。沿線には大名下屋敷、武家屋敷および組屋敷がみられる。(図-2参照) 『正徳末頃ノ上水圖』<sup>16)</sup>では、簡略化されており四谷大番町、青山通り、麻布六本木通り等の名称があるが屋敷名は金地院のみである。

配水区域の大半は洪積台地にあり、土地の起伏が比較的大きく、低い谷の部分に分布していることがわかる。また、1695(元禄6)年と1737(享保18)年の江戸図を比較しても大きな違いは見当たらない。

#### (c) 三田上水

三田上水は、『上水記』によると「寛文四辰年十一月評定所に於て上水道取立堀渡可申旨(中略)北沢村にて三尺四方の水口より上水道取立」云々とあり、1664(寛文4)年に創設されている。前掲の『玉川上水大絵図』(貞享上水圖)では分水口に「芝三田参候水道」と記され、細川越中守屋敷参水道とほぼ並行して樋管が延びている。沿線にあるのはほとんど大名屋敷で、その数は十数屋敷と少ない。『正徳末頃ノ上水圖』では海岸近くの三田町通り辺の町屋、品川宿までも配水していることを示している。(図-3参照) 両図の間に、配水域が拡大したのかもしれない。1695(元禄6)年と1737(享保18)年の江戸図を比較しても大きな違いは見当たらない。

『上水記』では途中の14カ村にも配水していたことがわかる。また、「新編武蔵風土記稿」豊島郡総説の三田上水跡には、「玉川の分水にて、白金御殿へ掛りし上水なり、(中略)、元禄十一年、白金御殿御造営の頃の事なるべし、享保の頃御殿を廃せられし後は品川領村々の用水に賜ふ」と説明している。白金御殿は1698(元禄11)年建設され、1701(元禄14)年に焼失し再建されなかった<sup>17)</sup>。白金御殿廃止後に白金御殿に関係する分水が村々の用水として充てられたことがわかる。三田上水は『上水記』によると1724(享保9)年に灌漑用水として復活している。

#### (d) 千川上水

千川上水は『上水記』によると「元禄九子年初て出来常憲院様御代小石川御殿湯嶋聖堂東叡山浅草御殿四ヶ所上水也保谷新田より巢鴨村まで五里式拾四町」云々とある。つまり1695(元禄9)年、五代将軍徳川綱吉のときに小石川白山御殿、湯嶋聖堂、上野東叡山寛永寺、浅草寺の四カ所の将軍御成御殿のために引かれた上水であった。

地形をみると湯嶋聖堂までは洪積台地、下谷、浅草は沖積低地である。文京区では丘陵地が所々にあり、本駒込、千駄木、本郷あたりの尾根の部分に配水管が通っており、上野を過ぎたあたりの台東区で

は平坦な地区に配水している。小石川白山御殿は1714(正徳4)年に廃止された。『神田上水大絵図』(貞享上水圖)<sup>18)</sup>では神田上水の支線が昌平橋を渡り千川上水の配水区域となる下谷・浅草に配水しているの、千川上水はその代替水源となっていることがわかる。『正徳末頃ノ上水圖』では数多くの大名屋敷や社寺、町屋などにも配水され、また上流部では灌漑用水として利用されている。(図-4参照)

1722(享保7)年に千川上水は廃止されるが、『上水記』に「田地やしなひのため野方用水ハ、是迄之通にて同十月二日巢鴨村素堀留にてメ切、江戸内御不用二成候」と記され、巢鴨より上流部分は灌漑用水として存続した。

1695(元禄6)年と1737(享保18)年の江戸図を比較すると、広小路、火除地が造成されているのがわかるが、大きな違いはみられない。

#### (2) 玉川上水の分水 千川・三田・青山三上水

『正徳末頃ノ上水圖』から抽出した享保初年の玉川上水の分水を表-1に示す。坪とは1寸四方を1坪とする分水口断面積の単位のことである。分水の注記があるのは15カ所で、断面の大きなものは川越江之用水、千川上水、細川越中守、玉川助上水、三田上水、青山上水の順になる。川越江之用水は野火留用水として知られ、玉川上水の創設に功があったとされる川越藩主松平伊豆守の支配地への用水である。野火止用水は間口一間となっており、断面が不明であるが『上水記』によると六尺四方である。千川・青山・三田の三上水の分水断面は野火止上水を除けば、玉川上水の分水の中では規模が大きいことがわかる。

また、『正徳末頃ノ上水圖』では神田上水・玉川上水・千川上水を色分けして示し、注記でそれぞれの水本、請負水役が記されている。玉川上水では水本が玉川庄右衛門、同清右衛門で、内 三田請負水役 磯野助十郎・中村八郎右工門、青山請負水役 雑賀仁左工門・木爪屋庄兵衛となっている。また、神田上水では水本が小川源左工門・内田茂左工門、内 濱町請負水役 伊勢屋彦右工門、小川町請負水役 万屋吉兵衛、千川上水では水本として千川徳兵衛・同太兵衛・同善九郎・同与市郎となっている。三田・青山・千川の三上水は玉川上水の分水である

が、玉川家とは別に請負水役・水本がいる点で、他の分水とは異なっているといえる。

### (3) 火災発生場所と四上水

江戸は冬期には北西風、春先には南西風が吹き、火災はさらに広がったといわれている。火災の殆どは冬場(11月～2月)におこり、風により火事は広がったとされている。また記録に残っているだけでも毎年冬季になると最低4～5件の火災が発生し、放火も多い<sup>19)</sup>。

吉原健一郎氏の作製した江戸災害年表<sup>20)</sup>で1657(明暦3)年から1722(享保7)年までの火災について、出火場所の地名をみると、6回以上名前が挙がるのは8カ所あり、多い方から順に記すと小石川・浅草(14回)、牛込・下谷(9回)、麻布(8回)、本郷・芝(7回)、湯島(6回)となる。上水の配水区との関係では千川上水、青山上水のそれと関係が深い。

1722(享保7)年までの江戸の大火で、江戸城に類が及んだ有名なものは1657(明暦3)年と大岡忠相が町奉行になる直前に起こった1717(享保2)年の火災がある。

1657(明暦3)年に江戸最大の大火と呼ばれる明暦の大火が発生し、大名屋敷500余、旗本家770余、町屋400町が焼失し、死者107,046人と伝えられている<sup>21)</sup>。この大火は1月18日に本郷丸山本妙寺にて出火し、強烈な北西風によって南京橋、深川などに延焼し、翌19日になっても大風が止まず、午後小石川鷹匠町から出火し、北神田台南外郭に延焼、江戸城本丸・二丸・三丸も炎上した。夜にも麴町五丁目から出火し桜田一帯の大小名邸・西丸下を焼き、通町、芝浦まで延焼した。

1717(享保2)年の火災は、正月22日小石川馬場井出三郎右衛門宅より出火、乾の風強く大名旗本の邸宅をはじめ町屋二百町余を消失、死者百余人を出し、江戸城本丸へも火ノ子がかかったという。

1721(享保6)年には正月から3月までのあいだに比較的大きな火事が6度もあり、類焼軒数は武家・町屋・寺社をふくめて延べ141,360軒に達している。四上水に関係するのはそのうち、2番目の正月28日の火災では麻布善福寺門前から出火、南風にて幅4～5町、長さ1里ほどを焼き、芝愛宕下にて鎮火、3番目2月7日では四谷中殿町から出火、北風にて赤

坂今井谷をへて麻布一本松辺まで、幅4～5町、長さ30町延焼、4番目2月9日四谷忍町より出火、西北風にて、赤坂・麻布・芝・三田辺を焼く、5番目3月3日神田三河町より出火、南西風強く下谷・浅草・千住の町々70町余を延焼となっている。

室鳩巢の建言のように、千川・青山両上水についてはその配水区域で多くの火災が発生していることは事実である。三田上水配水区域は1721(享保6)年には被災していることがわかる。本所上水の配水区域は火災の発生場所となることは少ないが、類焼は多い。青山上水の配水区域である青山・麻布・芝・赤坂も牛込、四谷辺の火災では類焼することが多い。

前述のように、1693(元禄6)年と1733(享保18)年の江戸図から、各上水の配水区域をみても、本所上水配水区域以外は居住区に大きな変化がない。また、すでに多く論じられているように、水道の有無と火災発生とは無関係である。しかし、1721(享保6)年における千川・青山・三田上水配水区域における火災被害の発生は、室鳩巢の建言に多少の説得力をもたせるものといえる。

## 4. 享保改革と四上水の廃止

四上水の廃止問題を考える上で、大岡越前守忠相<sup>22)</sup>を抜きにしては語れない。何故なら、彼は1722(享保7)年には町奉行の職にあり、江戸の上水の一部であった四上水の給水区域町人の行政全般を扱う最高責任者であったからである。また、彼は1722(享保7)年6月に町奉行のまま関東地方御用掛を兼務し、武蔵野新田開発の責任者にもなるからである。この兼務の眼目が武蔵野新田開発にあり、江戸の都市用水と武蔵野台地の開発用水を兼ねる玉川上水を念頭に置いたものと考えられる。ここでは、大岡越前守忠相の足跡を追いながら、四上水廃止を考えることにする。

### (1) 大岡越前守忠相と江戸の上水

彼は1677(延宝5)年旗本大岡美濃守忠高の四男として江戸生まれる。1686(貞享3)年大岡忠真の養子となり、1700(元禄13)年養父の死去で家督を相続、寄合となる。1702(元禄15)年御書院番、1704(宝永元)年御徒頭を経て1708(宝永4)年御目付、1712(正徳2)年伊勢山田奉行、1716(享保元)年2月普請奉行、1717(享保2)年2月3日江戸町奉行となり越前守とな

る。1722(享保7)年6月、関東地方御用掛を兼務し翌年には職務精励の賞を受け、翌々年には地方御用兼務の褒賞、1725(享保10)年には二千石加増を得て三九二〇石。1736(元文元)年寺社奉行となる。地方御用掛の兼務は1745(延享2)年まで続いている。1748(寛延元)年には奏者番兼務、1751(宝暦元)年寺社奉行兼務免除、同年12月19日死去。

忠相は江戸に生まれているので上水を使った経験があると思われるが、役職として本格的に江戸の上水と関係ができるのは普請奉行になったときであろう。当時、水道支配は道奉行であるが普請奉行も無縁ではない。翌年、町奉行となると江戸の市制の責任者として上水に関わることになる。また、町奉行は寺社奉行、勘定奉行とあわせ三奉行とよばれ、評定所一座を構成し、評定所は支配の異なる地域間でおこった事件の裁きをするという役職のほか、幕府の最高政策を審議・立案するという事実上の幕政の中枢部をなしており、彼は享保改革の全期間この役職を占めて改革の中心人物として活躍する。

## (2) 本所上水

1719(享保4)年4月、本所奉行の廃止にともない、その支配地であった本所深川を町奉行の支配へと編入した。このため、本所見廻りは同年9月から与力二人がこれにあたり、1721(享保6)年からは与力同心がこれにあっている。職務の大要は本所深川辺の上水・下水、定浚、圪樋修復、橋普請、其外樋之戸明立見廻り、道橋見廻りなどである<sup>23)</sup>。したがって、このとき町奉行忠相と本所上水との関わりが生まれる。

## (3) 江戸の防火施策と四上水

1717(享保2)年2月3日に大岡越前守忠相が普請奉行から町奉行となる。忠相の町奉行就任は前月に発生した大火を契機としているともいわれる。

1718(享保3)年町火消組合が、1720(享保5)年には町火消「いろは四十七組」が結成され、本組が追加されて四十八組になった。火消の方法は破壊消防であり、出火地点から延焼する方向の家屋を破壊し延焼をくい止めるのである。町火消は当初、町人地の防火に当たったが、1722(享保7)年には組の1町内外にある武家屋敷出火のときは消火に当たることになった。

玉川上水創設の翌年、1655(承応4)年に警火井鑿

開の町触が出されているが、この段階では上水井戸から水を汲み、直接消火する策が有効と考えていたことになる。しかし、上水井戸利用による消火は初期消火にわずかに役に立つだけであり、火災が広がった場合は消火は困難である。享保の火消制度化により上水による消火から、町火消の破壊消防へと切り替えられたといえる。したがって、四上水の廃止に際し、火消制度化は消火のための代替案を準備したことになる。

また、防火策として火除地の設定があるが、1717(享保2)年に被災した神田橋外護国寺の場合、再建を許さず火除地にしたように、火災に遭った地域を火除地とする施策が行われている。1717(享保2)年、1721(同6)年の火災で四上水配水区域の被害がどの程度かは明確ではないが、火除地とする考えもあったと思われる。

## (4) 玉川上水の変化

### (a) 羽村堰での筏流し禁止

1718(享保3)年、玉川上水の取水堰で筏流しが禁止される。その経緯は、『加藤家文書』「堰筏通場一件」<sup>24)</sup>によれば次の通りである。

享保3年秋 羽村堰の筏通行禁止 (幕府の命令)

享保3年秋～四年春 川原引き回しでの通行許可

享保4年秋 筏通行禁止

享保4年11月 筏の河原揚げ渡し許可

享保4年12月 青梅丸太問屋が町奉行(大岡越前守)へ筏通行再開願い

享保5年 4月 同様の許可→中願又は後願グループ

享保5年 7月 長淵村の八兵衛をはじめとする三田領三カ村余の者が水番人善右衛門外

が堰の筏通しを不正に加減と提訴

享保6年 9月 和議成立(勘定奉行大久保下野守忠位らの斡旋)

享保6年11月 堰の筏通行正式許可「覚」

忠相はこの訴訟に町奉行として関わっている。この筏通行の改革は、羽村堰の強化工事であり、取水量の増加、安定化を意図したものと考えることができる。次に示すように、享保改革期には新田開発を目的に玉川上水の分水が数多く新設される。この羽村堰の強化を新田開発の準備行動とみることもできるが、享保初年の段階では幕府は新田開発に消極的であった。大石慎三郎氏は、「近世初頭約100年間

は大開発と名付けられるほど、わが国の歴史でも耕地開発が大規模に行われた時代であるが、17世紀の半ばころ、つまり四代將軍家綱治世の半ばになると、この開発にもブレーキがかかるようになる。その理由は、労働力の不足、急速な開発による水害の増加・国土の荒廃、入会採草地の減少などである。1687(貞享4)年には町人請負新田の禁止令が出されている。また、1721(享保6)年には「新田のできるのはいいことであるが、たいてい本田畑かまぐさ場の障りになるから、許可しないほうがよい」と吉宗がいつている」と記している<sup>26)</sup>。

#### (b) 享保・元文期の武蔵野新田開発

1722(享保7)年7月26日、新田開発勧誘の高札が日本橋に出されている<sup>26)</sup>。五畿内は京都町奉行所、四国中国筋は大坂奉行所、北国筋・関八州は町奉行所へ出願するよう命じた。これは農政についての大きな政策変更である。この政策変更の主因は幕府の財政悪化であり、享保7年7月3日には上米の制が定められている。これは諸藩の大名に石高1万石に対し100石の献上を課したものである。

『上水記』から抽出した1791(寛政3)年頃の玉川上水の分水を表-2に示す。表-2の創設年をみてもわかるように、享保から元文というわずか15~20年の間に新設された分水は、殿が谷新田・柴崎村・平兵衛新田・中藤新田・榎戸新田・鈴木新田(二カ所)・大沼田新田・野中新田・関野新田・梶野新田・原宿村の12分水にのぼる。

享保・元文期の新分水と廃止された三上水の取水断面比較を表-3に示す。青山上水は無くなったが、千川上水、三田上水はそれぞれ上水から用水と名称を替え、千川上水では坪数が900坪から300坪に減少している。廃止された三上水の坪数合計(2,300坪)は、享保から元文にかけて新たに開かれた分水の坪数(903坪)と三田用水、千川用水の坪数合計(2,103坪)とほぼ等しいことがわかる。このことは、

- ① 三田上水については、武家屋敷などで使用されるという意味での都市用水が廃され、全量が新田開発に向けられ三田用水となった。
- ② 廃止された青山上水と千川上水の都市用水分が三田用水以外の享保・元文期に新規開発された新田開発用水となった。

と、考えることができる。

また、享保・元文期に新規開発された用水の位置は、原宿村分水を除き、廃止された三上水の上流である。原宿村分水は下流側で取水するが、その寸坪は全体の1%以下なので無視してよいであろう。

わが国の灌漑用水には古田優先・上流優位の原則があり、一本の幹線水路から多数分水しようとする、物理的には上流で取水する方が優位であるが、社会的にはより古くから成立している分水の権利が強く、その上流側に新たな分水を建設することは困難であった。三上水の廃止は坪数および古田優先・上流優位の原則の両方において、新田開発を行う条件を備えたといえる。

#### (5) 享保改革と四上水廃止

江戸四上水廃止関連の年表を表-4に示す。玉川上水系の千川・青山・三田の三上水の廃止が、武蔵野新田の開発を容易にしたことは先に述べた。忠相の関東地方御用掛就任、上米の制、新田開発奨励の高札、四上水廃止と続く一連の動きから、玉川上水系の青山・千川・三田三上水の廃止は武蔵野新田開発を意図したものといえる。

享保の改革で出された上米の制は、幕府の財政窮乏を改善するための資金要請であるが、そのためには幕府の緊縮財政が必要であった。無駄な経費を節減することである。この経費節減の面から四上水の廃止を考えることもできる。

幕府(公儀)の負担割合は不明であるが、当時の神田・玉川両上水の維持管理費は水銀、普請金により賄われ、武家方は石高、町方は間口を基準に負担割合が決められていた<sup>27)</sup>。三田上水では白金御殿、千川上水では小石川白山御殿・湯島聖堂・寛永寺・浅草寺等の御成御殿などの、幕府関係屋敷の負担分がなくなることになる。本所上水では幕府が政策的に上水を建設しているためその費用負担は大きいと思われるが、前述のようにほとんど導水の困難な、廃棄に近い施設で大規模な修築が必要であり、改修を中止した可能性を考える必要がある。

残る問題は、『享保撰要類集』に記載された四上水の廃止理由「中興より懸り」の意味である。神田上水の創設は諸説あるが、玉川上水に先行する。玉川上水の創設年1654(承応3)年を基準に考えると、四上水の内最も古い創設年をもつ青山上水が4年後、

三田上水は10年後、千川上水は42年後、本所上水は再興後を考えると34年後となる。青山上水・三田上水と本所上水・千川上水では建設時期に大きな違いがあり、青山上水は玉川上水創設に一番近く、三田上水はそれより少し年数をおいて建設されたもので「中興より」という表現には当てはまるか疑問が残る。「中興より」が配水区域に屋敷が建設された時期からにすると、青山上水では1590(天正18)年に地名の起源となった青山忠成への邸地給賜があり、玉川上水建設までは水道がなく中興よりに該当するかも知れない。しかし、この論理でいえば江戸城も「中興より」に該当してしまう。ただし、江戸城への給水は生活用水というより、濠用水、泉水用水の意味合いが強い。ここで室鳩巢の建言が、生活用水を水道以外で得られるかどうかを問題にしていたことを想起すると、「中興より」は生活用水が井戸などにより得られる地域に後からできた意味に解釈するのが適当であろう。

## 5. おわりに

得られた結論を列記すると次の通りである。

- 1) 室鳩巢『献可録』の建言 現実的対応を記述した部分でお城の防火策として四上水の廃止を示唆しており、本所上水以外の玉川上水系の三上水が「井水宜しき所」と考えられている。
- 2) 四上水の概要と火災・水害 ①玉川上水系の三上水配水区域が洪積台地およびその縁辺にあり、井戸により生活用水が得られた可能性が高い。1695(元禄6)年と1737(享保18)年の江戸図で比較しても、大きな変化はない。②玉川上水系の三上水配水区域、とくに青山・千川両配水区域では火災発生が多い。③本所上水配水区域は沖積低地であり、上水も正常には機能しておらず、1721(享保6)年には水害を受けている。
- 3) 玉川上水系三上水廃止と武蔵野新田開発 享保・元文期の武蔵野台地での新規の新田開発が、①千川・三田・青山三上水の上流側で行われている、②新規の取水量が廃止された三上水のそれにほぼ等しい。したがって、武蔵野新田開発のために三上水を廃止した可能性が大きい。
- 4) 四上水廃止に重要な役割を担ったのが大岡越前守忠相であった。

5) 四上水の廃止は経費節減の意味でも有益であった。

以上述べたように、1722(享保7)年江戸四上水の廃止は、「不可解な」事件ではなく、幕府の経費節減と新田開発による増収という財政面での享保改革を象徴する施策といえる。

## 謝 辞

最後に本研究を行うにあたり肥留間博氏、国立国会図書館古典籍室、(財)たましん地域文化財団歴史資料室、羽村市郷土博物館、東京都水道記念館、新宿区立新宿歴史博物館、新座市立歴史民俗資料館、志木市立郷土資料館には資料閲覧等で大変お世話になった。また、宮本昌尚氏(現四国輸送(株)勤務)には卒業研究生として助力をいただいた。なお、本研究は文部省科学研究費助成(一般研究C:萌芽的研究、享保改革期における江戸の四上水廃止に関する研究、平成6・7年度、課題番号06801041、代表筆者)を得て行った研究成果の一部である。記して謝辞とする。

## 参考文献および註

本稿の一部は神吉和夫:享保改革期における江戸の四上水廃止の評価、水文水資源学会1995年研究発表会要旨集、pp.202-203、1995.8および神吉和夫・宮本昌尚:江戸の四上水廃止と火災、土木学会第51回年次学術講演会講演概要集、第4部、pp.682-683、1996.9で既発表。

- 1) 国立国会図書館所蔵
- 2) 東京市役所:『東京市史稿 上水篇』第一、東京市役所、pp.333-355、1917.
- 3) 中島工学博士記念水道史編纂会:『中島工学博士記念 日本水道史』、pp.123-124、1927.
- 4) 堀越 正雄:『水道の文化史 江戸の水道・東京の水道』、鹿島出版会、pp.24-28、1981.
- 5) 伊藤好一:江戸上水道の歴史、吉川弘文館、pp.101-105、1996.
- 6) 神吉 和夫:玉川上水の江戸市中における構造と機能に関する基礎的研究、土木史研究、第13号、pp.185-186、1993. および神吉 和夫:玉川上水の江戸市中における構造と機能に関する研究、(財)とうきゅう環境浄化財団研究助成、No.163、pp.1~15、



- pp. 54～59、1994.
- 7) 室鳩巢は1658(万治元)武州谷中村生まれ。通称は新助(新介)。木下順庵の門下となり、1711(正徳元)年、新井白石の推挙により、幕府の儒員。1722(享保7)年3月、殿中侍講となり、1725(享保10)年、西丸奥儒者、1734(享保19)年8月14日死去。『猷可録』以外にも多くの著作がある。(『新編 日本史辞典』より)
- 8) テクストは各種あるようであるが、ここでは東京市役所：『東京市史稿 上水篇』第一、東京市役所、pp. 338-339、1917 所収のものを使用した。
- 9) 瀧本誠一編：『日本経済叢書』巻三、日本経済叢書刊行會、p. 217、1914所収の『猷可録』を使用。下線部は前掲8)で欠けているのでおぎなった。
- 10) 東京都水道局所蔵。江戸幕府普請奉行上水方道方石野遠江守広道が1788(天明8)年に稿を起し1791(寛政3)年に完成。全十巻十冊。本所(亀有)・青山・三田・千川の四上水については創設年、配水先等についての記述が巻八に載っている。
- 11) 岸井良衛：『江戸の町』、中公新書、p. 182、1976.
- 12) 前掲2) pp. 342-344
- 13) 越谷市役所：『越谷市史』一、越谷市役所、p. 640、1975。および越谷市役所市史編さん室：『越谷市史続史料編(一)』、越谷市役所市史編さん室、p. 79、1981.
- 14) 東京市役所：『東京市史稿 変災篇』第二、東京市役所、pp. 146-148、1917.
- 15) 国会図書館所蔵の「玉川上水大絵図」およびそれをもとにして『東京市史稿 上水篇』附図として作成された『貞享上水圖』を参照。
- 16) 2)に綴じ込み図として所収。写本は東京都公文書館所蔵。ただし、肥留間 博：コロンブスの玉川上水、多摩のあゆみ、第50号、pp. 185-186、1988によれば、この絵図の内容は正徳末ではなく享保初年である。
- 17) 三田用水普通水利組合：『江戸の上水と三田用水』、岩波ブックセンター信山社、pp. 33-36、1984.
- 18) 国会図書館所蔵の「神田上水大絵図」およびそれをもとにして『東京市史稿 上水篇』附図として作成された『貞享上水圖』を参照。
- 19) 西山松之助：火災都市江戸の実体、西山松之助編：『江戸町人の研究』第5巻所収、吉川弘文館、pp. 5-169、1977.
- 20) 吉原健一郎：江戸災害年表、西山松之助編：『江戸町人の研究』所収、吉川弘文館、pp. 462-480、1977.
- 本年表は各種史料からの火災記事を詳細に摘要しており、本文中の各火災の記述についても参照・引用した。
- 21) 山本純美：江戸の火事と火消、河出書房新社、p. 193、1993.
- 22) 忠相に関する書籍は多数あるが、大石慎三郎：『大岡越前守忠相』、岩波新書、1974に政策官僚としての忠相が概述されている。
- 23) 南和男：『江戸の社会構造』、塙書房、p. 13-22、1969.
- 24) 羽村町教育委員会編：『羽村町史史料集第二集 玉川上水史料』、pp. 4-32、1977。および同書所収の坂上洋之：玉川上水関係史料解説、pp. 113-118
- 25) 大石慎三郎：『吉宗と享保の改革』、日本経済新聞社、p. 179、1994.
- 26) 高柳眞三・石井良助編：『御触書寛保集成』、岩波書店、p. 64-65、1934.
- 27) 伊藤好一：江戸の水道制度、西山 松之助編：『江戸町人の研究』第5巻所収、吉川弘文館、pp. 283-433、1978に水銀、普請金などの詳しい変遷が記載されている。同論文p. 349で、1749(寛延2)年以前に、「神田上水の大洗堰より三河町一丁目河岸までの石垣ならびに木樋などは、従来、公儀の入用で修復」としており、堀越正雄：『増補版 日本の上水』、新人物往来社、p. 215、1995でも「神田・玉川両上水ともに、その建設費や大修理の費用は、初めはいずれも公儀入用金から出していた」と指摘している。したがって、1722(享保7)年頃、本所上水などの大修理を実施する場合は、その費用は幕府(公儀)が負担するものであったと推定される。なお、前掲伊藤論文p. 413-414には、1782(天明2)年以降、「普請金の出金方法は、武家方・町方合わせての組合総石高およそ二〇〇〇万石を四分し、四分ノ三の一五〇〇万石を玉川上水に充て、四分ノ一の一五〇〇万石を神田上水に充てた。このうち幕府の負担額は四〇万石、神田上水へ一〇万石の割合とした。」と指摘している。したがって、1782(天明2)年以降の幕府負担金は全体の2%に過ぎない。

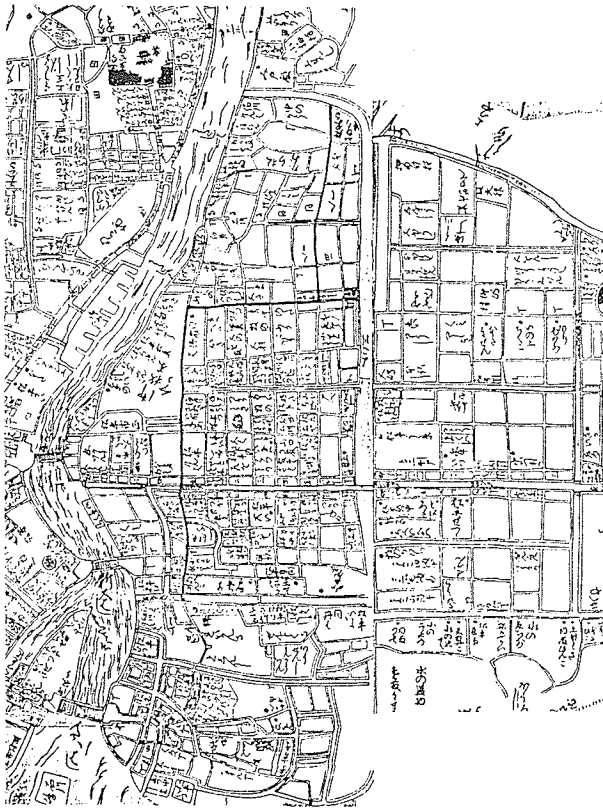


図-1 1737(享保18)年江戸図の本所地域

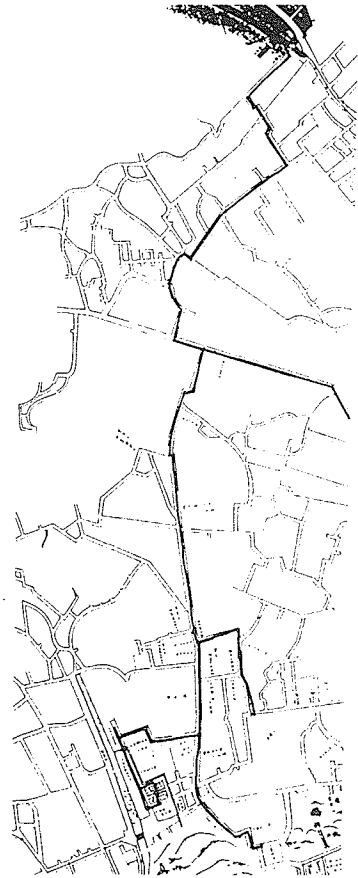


図-2 青山上水 『貞享上水圖』より

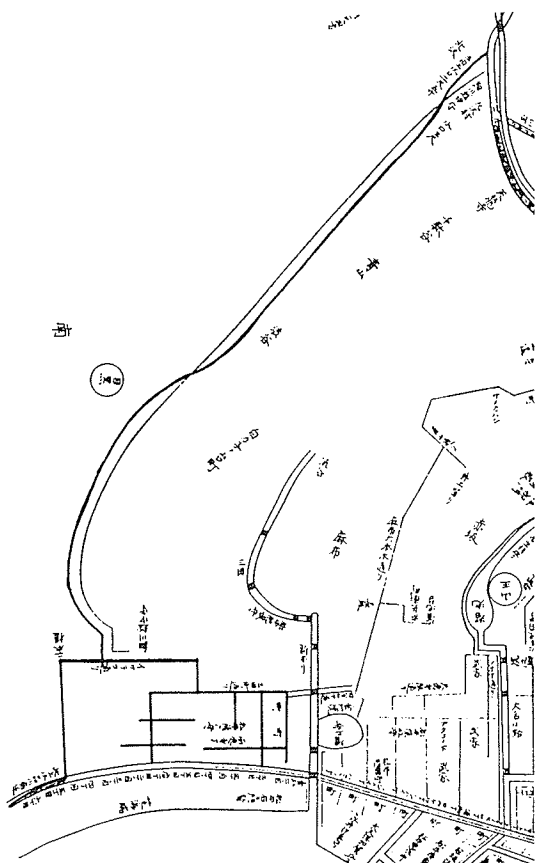


図-3 三田上水 「正徳末頃ノ上水圖」より

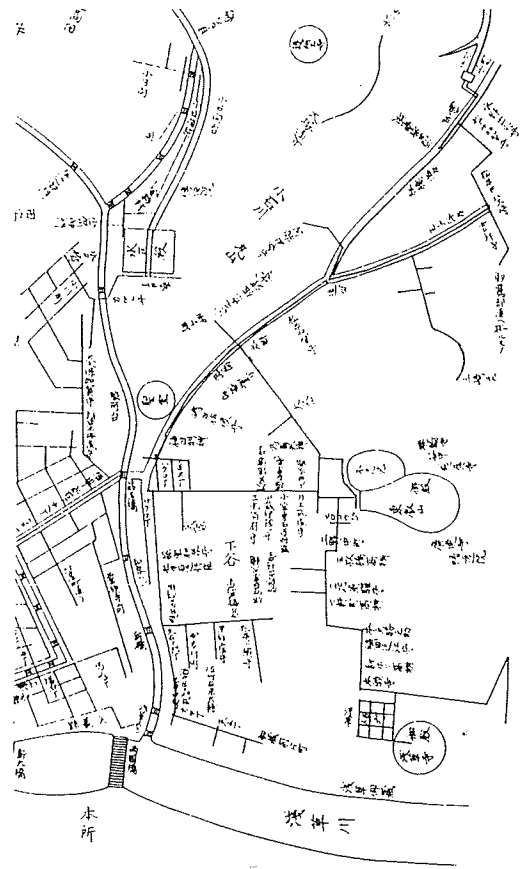


図-4 千川上水 「正徳末頃ノ上水圖」より

表-1 玉川上水の分水と取水断面  
「正徳末頃ノ上水圖」より

	名称	分水断面	
羽 村	拜島村上水	水門 1 尺四方	
	砂川村上水	水門 7 寸四方	
	川越江之用水 (野火留)	水口堀幅 1 間	
		小川新田上水	水門 1 尺四方
	国分寺村上水	水門 1 尺四方	
	玉 川	下小金井村上水	水門 1 尺 2 寸四方
		田無村上水	水門 4 寸四方
	上 水	堺新田上水	水門 1 尺 2 寸四方
		千川上水	水口 3 尺
	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 四 谷	以前八千川用水ト云 品川江之用水	
鳥山村上水		水門 5 寸四方	
北沢村上水		水門 1 尺四方	
三田上水		水口 2 尺 5 寸	
大 木		細川越中守	水口 3 尺
		玉川助上水(神田)	水口 3 尺
戸 側		吐き水道	
		青山上水	水口 2 尺 2 尺 5 寸

表-2 玉川上水の分水 『上水記』より作成

左右岸	分水口名	分水口場所	内法	創設年
右	拜島村	熊川村地先	7 寸四方	不明(享保以前)
左	殿が谷新田	熊川村地内	8 寸四方	享保 5 年 1720
右	柴崎村	上河原村地先	1 尺×1 尺 5 寸	元文 2 年 1737
右	砂川村	砂川村地先	7 寸四方	明暦 3 年 1657
左	野火止	小川村地先	6 尺四方	承応 4 年 1655
左	小川村	"	1 尺四方	明暦 3 年 1657
右	平兵衛新田	砂川村地先	1 尺×6 寸	享保 17 年 1732
右	中藤新田	"	1 尺×6 寸	享保 14 年 1729
右	南野中榎戸新田	小川村地先	1 尺×6 寸	享保 14 年 1729
右	鈴木新田	"	1 尺 5 寸×1 尺	享保 19 年 1734
右	国分寺村	"	1 尺四方	明暦 3 年 1657
左	大沼田新田	"	1 尺×8 寸	宝暦年中 1751~63
左	野中新田	"	1 尺×6 寸	享保 13 年 1728
左	田無村	"	4 寸四方	元禄 9 年 1696
左	鈴木新田	"	9 寸×1 尺	享保 19 年 1734
左	関野新田	廻り田新田地先	8 寸四方	享保年中 1716~35
右	下小金井村	貫井新田地先	8 寸四方	不明(享保以前)
右	下小金井新田	下小金井村地先	1 尺四方	不明(享保以前?)
右	梶野新田	"	8 寸四方	享保 19 年 1734
左	千川用水	上保谷村地先	2 尺×1 尺 5 寸	元禄 9 年 1696
右	境村	境村地先	1 尺四方	不明(享保以前)
右	品川用水	"	2 尺 5 寸四方	寛文 9 年 1669
右	無礼村	無礼村地先	8 寸四方	延享 2 年 1745
右	鳥山村	上高井戸村地先	5 寸四方	不明(享保以前)
右	上北沢村	"	1 尺四方	不明(享保以前)
左	下高井戸村	下高井戸村地先	3 寸四方	安永 4 年 1775
左	幡が谷村	幡が谷村地先	2 寸四方	不明(享保以前)
右	三田用水	下北沢村地先	3 尺四方	寛文 4 年 1664
左	淀橋水車	代々木村地内	1 尺 3 寸四方	享保年間 1716~35
右	原宿村	千駄ヶ谷村地先	3 寸四方	享保 9 年 1724
右	戸田山城守抱屋敷		6 寸 5 分四方	元禄 12 年 1699
右	内藤駿河守下屋敷		4 寸四方	不明
左	田安下屋敷		6 寸四方	不明

『上水記』をもとに作成。『玉川上水文化財調査報告』東京都教育委員会、参照

表-3 享保・元文期の新規開発分水と廃止  
三上水の分水断面積(寸坪)の比較

新設された分水	坪数	廃止された三上水	坪数
殿が谷新田	64	青山上水	500
三田用水	900	三田上水	900
千川用水	300	千川上水	900
柴崎村	150		
平兵衛新田	60		
中藤新田	60		
南野中榎戸新田	60		
鈴木新田	150		
大沼田新田	72		
野中新田	60		
鈴木新田	90		
関野新田	64		
梶野新田	64		
原宿村	9		
合計	2,103	合計	2,300

『上水記』をもとに作成

表-4 江戸四上水廃止関連年表

年号 西暦	上水関係	災害 (火災・水害他)	防火対策
天正18 1590 慶長 6 1601	神田上水創設?	江戸大火(11. 2)	駿河町(日本橋)茅葺き屋根を板葺き屋根とするよう命ぜられる 大名の参勤交代制が施された際、大名十数家が火の番を命ぜられる 火事場への出入りは親類家中に限るものとする
寛永 6 1629		江戸大火(1. 29)	大名火の番4隊できる 町ごとに夜番、水溜め桶整備 大名火の番3隊10家となる 幕府の火消し役(定火消)2組結成 放火犯密告奨励
寛永11 1634 寛永18 1641 寛永20 1643 慶安 1 1648 慶安 2 1649 慶安 3 1650 慶安 5 1652 承応 3 1654 承応 4 1655 明暦 2 1656 明暦 3 1657 明暦 4 1658 万治 1 1658 万治 2 1659	玉川上水創設	明暦大火(1. 18~20)	警火井鑿井の町触 中橋広小路造成 四日市町(中央区)防火堤造成令 定火消4組(定員512人)となる 定火消2組追加、6組(定員768人)となる 定火消2組追加、8組(定員1,024人)となる 定火消10組制、10組火消とよばれる 大名火消の出動範囲(八丁火消)を定める
万治 3 1660	青山上水創設	江戸大火(11. 28, 12. 28)	虎ノ門外、塩留橋、下谷、浅草広小路造成令 定火消15組(定員1,920人)制
寛文 2 1662 寛文 4 1664 天和 1 1681 天和 2 1682 天和 3 1683 元禄 1 1688 元禄 3 1690 元禄 8 1695 元禄 9 1696 元禄10 1697 元禄11 1698	三田上水創設 亀有上水廃止 本所(亀有)上水再興 千川上水創設 白金御殿完成	江戸大火(10. 17) 勅額火事(9. 6) 江戸大火(11. 18) 江戸大洪水(7. 7) 富士山噴火、大地震(10)	八王子千人同心江戸火番解除
元禄14 1701 元禄16 1703 宝永 1 1704 宝永 4 1707 宝永 5 1708	白金御殿焼失	水戸様火事(11. 29)	車長持は避難時の交通妨害となるため製造販売禁止令 方角火消制定
正徳 1 1711 正徳 2 1712			
享保 1 1716 享保 2 1717. 1 享保 2 1717. 2 8 10	享保頃に掘抜井戸技術江戸で普及 吉宗8代將軍 大岡越前守忠相 町奉行	江戸大火(1. 7~22) 浅間山噴火	
享保 3 1718. 9	江戸近郊の抱屋敷の新設、 藩士・浪人・町人の所有を禁止	浅間山噴火	町火消創設 屋敷の広さ・所有数を制限(防災上)
享保 4 1719			火付・盗賊逮捕者に褒銀 所々に火除地設置 2月罹災の町屋の焼け跡の路地上に屋根葺き禁止
享保 5 1720. 2 4 4 7 8 11 11	羽村堰の筏流し禁止(堰の強化)		失火時に火消定員30人以上の動員許可(隣町の出火には不許可) 大名の火消に町方の篤の者を召し抱え禁止 町方の家作、葺造・塗屋・瓦屋いずれも自由 火除地増設、露地上の屋根葺き再禁止 花火禁止 江戸町火消の分担区域規定、いろはを組称号 火除地増設
享保 6 1721. 4 5 6	水道普請、道奉行支配	浅間山噴火	町方に延焼10間以上は過急刑
享保 7 1722. 7	諸國に田畑・戸口の調査 羽村堰の筏流し再開(筏水路制限)	隅田川洪水(7)	町火消に組の1町内外にある武家屋敷出火の時は消火 火災時に空地・路上・堀辺への家財搬出禁止 髪結床が橋火消となる
享保 8 1723 享保 9 1724 享保10 1725	日本橋に新田開発奨励の高札 上げ米制布達 千川上水廃止 灌漑用水部分は存続 青山・三田・本所上水廃止 新田開発再令	江戸大火(2. 14)	武家屋敷20間以内消失は内々ですむものとする
享保12 1727 享保13 1728 享保19 1734 元文 4 1739	三田上水(用水)灌漑用水として復活 上水組合に年番制、 水道支配、町奉行へ移管。 享保・元文頃創設の分水11カ所、 玉川家、水元役罷免	江戸大洪水(7. 20) 江戸大洪水(9. 2)	町奉行に火事場建具改役をおき、火除地確保させる 町火消いろは組を10組番編成とする